

不適合管理委員会報告情報  
平成18年10月23日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年10月23日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	4号機	原子炉格納容器内の設備調査において、原子炉圧力容器の生体遮へいの扉を開いた際に突起物に添えていた左手中指を負傷したため、業務車にて病院へ搬送	A	10月23日公表済 (PDF237kB)

その他：22件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	電動駆動原子炉給水ポンプ軸受振動検出器の点検時、取付ボルトに腐食（錆び）が認められたため、当該ボルトを交換	D	
2	2号機	格納容器内雰囲気温度検出器点検時、原子炉圧力容器フランジ廻り検出器ケーブルの被覆に劣化が認められたため、当該ケーブルを交換	対象外	
3	2号機	主タービン廻り機内配線の点検時、タービン回転数検出器の端末部変形及び第1軸受振動検出器接続部の絶縁低下が認められたため、当該検出器を修理	D	
4	2号機	高圧油制御ユニット制御油温度指示計の点検時、誤差率に精度外が認められたため、当該計器を交換	D	
5	2号機	原子炉建屋空冷チラー凍結防止分電盤の点検時、発錆が認められたため、当該分電盤を補修塗装	D	
6	2号機	湿分離器（NO. 3）容器内面目視及び内部溶接線の浸透探傷検査時、溶接線に不良が認められたため、当該溶接線を修理	D	
7	2号機	高圧注水系タービン蒸気加減弁の点検時、リンク機構連結部の隙間等（加減弁リフティングロッド振れ計測値、弁座シート面に打痕）に管理値外れが認められたため、当該弁を修理	C	
8	2号機	原子炉建屋補機冷却ポンプ（A）の電動機タイマ点検時、作業許可証の申請遅れが認められたため、是正及び対応検討	C	
9	3号機	サプレッションプール移送配管屋外トレンチにおいて、雨水が浸入し漏洩検出器の動作が認められたため、当該部を点検・清掃	D	
10	4号機	廃棄物処理系床ドレンサンプ（A）において、ライニング漏洩警報が発生したため、当該レベルスイッチを点検・修理	D	
11	5号機	燃料プール冷却水浄化ポンプ（B）において、反カップリング側のメカシール部よりリーク（5秒／1滴）が認められたため、当外部を点検・修理	D	
12	5号機	原子炉補機冷却水ポンプ（C）南東側空調ダクト風量測定口において、キャップの外れが認められたため、当該キャップを取付	D	
13	5号機	給水阻止弁（MO-501）の電源投入時において、異音及び絶縁抵抗の低下が認められたため、当該電源ユニットを点検・修理	C	
14	5号機	原子炉給水系サンプリングウェル溶接修理工事における、管種間違いに伴う調査において、主蒸気配管等の管種間違いが認められたため、対応検討	C	9月29日No.15 関連不適合

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	6号機	過渡現象記録装置の定期データ確認において、給水主制御器の給水主制御出力信号に変動（若干下がり）が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
16	6号機	原子炉冷却材浄化ポンプ（A）において、反カップリング側のメカシール部よりリーク（1秒／1滴）が認められたため、当該部を点検・修理	C	
17	集中環境施設	計器設定に関する確認において、サイトバンカ設備送・排風機出口風量計器（6台）の計器仕様表に誤記（単位）が認められたため、対応検討	C	
18	集中環境施設	洗濯廃液系洗濯廃液ろ過器（C）において、逆洗水ドレン配管に詰まりが認められたため、当該部を点検・清掃	D	
19	集中環境施設	洗濯廃液系洗濯廃液ろ過器（C）逆洗水出口弁において、シートパス（0.5トン／h）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
20	集中環境施設	雑固体焼却炉（A）廃油燃焼時において、廃油供給配管の詰まりによるバーナ失火が認められたため、当該部を点検・清掃	D	
21	集中環境施設	高温焼却炉設備廃棄物供給コンベア（A）において、廃棄物検出レベル計（A）の動作不良が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
22	その他	キャスク建屋中型乾式キャスク（2B）において、蓋間差圧測定計の1系統に指示不良が認められたため、当該測定計を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉停止</li> <li>・ 発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・ 非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・ 火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・ 原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・ 主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・ 人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常小修理 など</li> </ul>

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで